

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害児通所給付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、障害児通所給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法により、保護者及び対象障害児に対し障害児通所給付費等の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 2 通所給付決定の変更に関する事務 3 肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 4 障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務 5 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 6 費用の徴収に関する事務
③システムの名称	<p>障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム 国保連合会伝送通信ソフト(都道府県・市町村版) ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者福祉システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第8条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係
770-8571
徳島県徳島市幸町2丁目5番地
088-621-5171・5177・5513

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-1 ②事務の概要	児童福祉法により、保護者及び対象障害児に対し障害児通所給付費等の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費及び多子軽減措置、障害福祉サービスの措置 ①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼) ②住民票情報の確認 ③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認 ④他法利用状況等の確認(自立支援給付、生活保護、医療保険) ⑤給付費等の支給決定等(サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付) ⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	児童福祉法により、保護者及び対象障害児に対し障害児通所給付費等の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収 ①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼) ②住民票情報の確認 ③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認 ④他法利用状況等の確認(自立支援給付、生活保護、医療保険) ⑤給付費等の支給決定等(サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付) ⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-1 ③システムの名称	障害者総合支援法管理システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴木 善美	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 鈴木 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16、56の2、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 12条 【情報照会の根拠】 第9条、第10条、第12条	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、56の2、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、30条、55条、55条の2 【情報照会の根拠】 9条、10条、10条の2、12条	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成29年3月31日	I-1 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収 ①障害者手帳の確認（手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼） ②住民票情報の確認 ③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認 ④他法利用状況等の確認（自立支援給付、生活保護、医療保険） ⑤給付費等の支給決定等（サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付） ⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務 ⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収 ①障害者手帳の確認（手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼） ②住民票情報の確認 ③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認 ④他法利用状況等の確認（自立支援給付、生活保護、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度等） ⑤給付費等の支給決定等（サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付） ⑥死亡、転出等による世帯情報の変更の確認 ⑦情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 2. 障害児通所給付等支払等業務 ①障害児通所支援事業所等からの請求関連情報の審査等 ②高額障害児通所給付費等の事務における障害福祉サービス、障害児（通所・入所）支援、補装具の給付情報に関する名寄せ ※当市では、「2. 障害児通所給付等支払等業務」について、国民健康保険団体連合（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成29年3月31日	I-1 ③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） 住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） 住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム 番号連携システム 中間サーバーシステム 国保連合会伝送通信ソフト（都道府県・市町村版） ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者福祉システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成29年7月7日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、56の2、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、30条、55条、55条の2 【情報照会の根拠】 9条、10条、10条の2、12条	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 8、11、16、56の2、108、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】 10、11、12、16の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 7条、10条、12条、30条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 9条、10条、10条の2、12条	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため
平成30年7月11日	I-5 ②所属長の役職名	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にとらならないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	I-1 ②事務の概要	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費、障害福祉サービスの提供及び費用の徴収 <p>①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、中央子ども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼)</p> <p>②住民票情報の確認</p> <p>③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認</p> <p>④他法利用状況等の確認(自立支援給付、生活保護、医療保険、乳幼児医療、重度医療等公費負担医療制度等)</p> <p>⑤給付費等の支給決定等(サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付)</p> <p>⑥死亡、転出等による世帯情報の変更の確認</p> <p>⑦情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害児通所給付等支払等業務 <p>①障害児通所支援事業所等からの請求関連情報の審査等</p> <p>②高額障害児通所給付費等の事務における障害福祉サービス、障害児(通所・入所)支援、補装具の給付情報に関する名寄せ</p> <p>※当市では、「2. 障害児通所給付等支払等業務」について、国民健康保険団体連合(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 通所給付決定の変更に関する事務 肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 費用の徴収に関する事務 	事後	表記を整理したものであり、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】8、11、16、56の2、108、116の項【別表第二における情報照会の根拠】10、11、12、16の項</p> <p>②別表第二省令【情報提供の根拠】7条、10条、12条、30条、55条、59条の2【情報照会の根拠】9条、10条、10条の2、12条</p>	<p>①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】8、11、16、56の2、108、116の項【別表第二における情報照会の根拠】10、11、12、16の項</p> <p>②別表第二省令【情報提供の根拠】7条、10条、12条、30条、55条、59条の2【情報照会の根拠】9条、10条、10条の2、12条</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担当部署 -①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 -請求先	<p>徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513</p>	<p>徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月22日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ -連絡先	<p>徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513</p>	<p>徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月23日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -3. 個人番号の利用 -法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】8、11、16、56の2、108、116の項【別表第二における情報照会の根拠】10、11、12、16の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】7条、10条、12条、30条、55条、59条の2【情報照会の根拠】9条、10条、10条の2、12条	番号法第19条第8号 主務省令第8条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) -不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 -6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 -不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため